

## 日本特別活動学会研究倫理規程

### 前文

日本特別活動学会は、研究者及び教育者の学術交流の場として、特別活動の研究、教育、実践の発展に貢献してきた。本学会の活動は教育という営みに深く関わっており、人間の幸福と社会の発展に貢献することを目的とする。そのため、日本特別活動学会及び会員は、学術研究や教育実践の水準の維持向上に努めるのみならず、教育に携わる崇高な使命を深く自覚し、法令を遵守することはいうまでもなく、高い倫理性を追求しなければならない。研究や実践等の学会員の活動が社会にもたらす影響の大きさをふまえて、遵守すべき倫理規程を定めることが社会的に要請されている。本学会の会員は、研究、教育、実践活動において、本規程に反することがないように、自らの行動を律する義務がある。

### 第1条（信頼の確保）

特別活動の研究、教育、実践活動を行うに際して、また学会運営にあたって、会員は社会の信頼を損なわないように努めなければならない。

### 第2条（基本的人権の尊重）

調査研究や実践研究を実施するにあたって、研究対象者の基本的人権を最大限、尊重しなければならない。また、研究対象者のプライバシーを保護するとともに、社会的文化的差異、個人差、性別の違いなどにもとづく偏見を助長することがないように留意しなければならない。

### 第3条（研究の倫理的妥当性）

研究の目的、計画、方法、実施、結果の公表において、倫理的妥当性を確保しなければならない。また研究において、法令、所属機関の倫理規範、手続きを尊重しなければならない。

### 第4条（研究資金の適切な運用）

研究資金を適切に運用し、不正に使用してはならない。

### 第5条（著作権侵害の禁止）

研究成果の公表に際しては、出典の明示、適切な引用などに留意し、著作権を侵害してはならない。剽窃・盗用や二重投稿をしてはならない。

### 第6条（研究成果の公表）

研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、社会的還元を努めなければならない。

### 附則

1. 日本特別活動学会は、特別活動研究における倫理的な問題に関する質問・相談などに応じるため、「日本特別活動学会研究倫理委員会」をおく。
2. 本規程は2019年9月14日より施行する。
3. 本規程の改廃は、理事会において行う。